

特定（産業別）最低賃金の日本標準産業分類表

件 名	岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
適用する 使用者	岡山県の区域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業（船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業及び舟艇製造・修理業を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（令和5年7月改定）	
E31	<p><b>輸送用機械器具製造業</b></p> <p>E310 <b>管理、補助的経済活動を行う事業所（31 輸送用機械器具製造業）</b></p> <p>E3100 主として管理事務を行う本社等</p> <p>E3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>E311 自動車・同附属品製造業（岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金適用）</p> <p>E312 鉄道車両・同部分品製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E313 <b>船舶製造・修理業、船用機関製造業</b></p> <p>E3131 <b>船舶製造・修理業（木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業を除く。）</b></p> <p>E3132 <b>船体ブロック製造業</b></p> <p>E3133 舟艇製造・修理業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E3134 <b>船用機関製造業</b></p> <p>E314 航空機・同附属品製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E319 その他の輸送用機械器具製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>L7282 <b>純粹持株会社</b></p>

- 適用除外労働者**
- 1 18歳未満又は65歳以上の者
  - 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
  - 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 注) E310、L7282 の適用範囲は、上記「適用する使用者」欄を参照のこと。